

事業期間の変更について(公募要項)

事業期間は第6期を令和4年1月31日まで、第7期を令和4年2月1日から、としていましたが、第6期を令和3年12月31日まで、第7期を令和4年1月1日から、に訂正いたします。

(訂正後)※訂正箇所はアンダーライン部分。

5. 各支援の要件

(1)A: 那覇港における新規の国際航路の開設

- ① 那覇港への新規寄港または既存航路の再編により、現在の那覇港の航路ネットワークが拡充されると認められるものであること
- ② 第6期については令和3年 11 月 30 日まで、第7期については令和4年2月28日までに航路を開設すること。
- ③ 補助金交付決定通知の日以降に開設された新規の国際航路であること
- ④ 原則として第6期については令和3年 12 月末まで、第7期については令和4年3月末まで航路を運航する*こと

※那覇港に月2~4便、定曜日に寄港することとします。

(2)B: 那覇港における国際トランシップ貨物の取扱

- ① 那覇港公共国際コンテナターミナル(新港9号・10号岸壁)を利用する国際コンテナ航路間でコンテナ貨物を積み替えること
- ② 第6期については令和3年 11 月 30 日まで、第7期については令和4年2月28日までに国際トランシップの取扱を開始すること
- ③ 補助金交付決定通知の日以降に取り扱われた国際トランシップ貨物であること
- ④ 原則として第6期については令和3年 12 月末まで、第7期については令和4年3月末まで継続的に行うこと

7. 事業期間(実証実験の期間)

今回の公募は、第6期・第7期の事業期間を対象とするものです。

第6期: 令和3年4月1日から令和3年 12 月 31 日までの9ヶ月間を予定

第7期: 令和4年1月1日から令和4年3月31日までの3ヶ月間を予定

※本事業は平成30~令和3年度までの4年間の事業であり、毎年度、新規支援及び継続支援を検討、実施しております。事業期間終了後も継続的な実施を期待しております。

8. 支援実施のスケジュール(新規応募事業者)

項目	時期	概要
(7)補助金交付決定通知 ※注	第6期:同意書提出・確認後 第7期:令和3年12月中旬頃	【那覇港管理組合】 ・補助金交付決定の通知
(8)実証実験の実施	第6期:令和3年4月1日(木)~令和3年12月31日(金)まで 第7期:令和4年1月1日(土)~令和4年3月31日(木)まで	【那覇港管理組合】【船社・同代理店】 ・実証実験の実施
(9)補助金の請求・根拠資料提出・審査	第6期:令和4年1月20日(木)まで 第7期:令和4年3月31日(木)まで	【船社・同代理店】 :請求書・根拠資料の提出・審査
(10)補助金の支払い	第6期:令和4年2月上旬まで を目途 第7期:令和4年4月中旬まで を目途	【那覇港管理組合】 :補助金の支払い

11. お問い合わせ先

那覇港管理組合 企画建設部 みなと振興課 企画・物流班 (担当: 湧川、大濱)
〒900-0035 那覇市通堂町 2 番 1 号(那覇ふ頭船客待合所2階)
電話番号:098-868-2582 FAX 番号:098-862-4233